

平成28年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成28年9月28日 午前10:00

○閉 会 午後 3:54

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整

平成28年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成28年9月28日（3日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第75号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第76号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第77号 平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 4 議案第78号 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第 5 議案第79号 平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 6 議案第80号 平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第81号 平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 認定第 1号 平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 2号 平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 3号 平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 4号 平成27年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 5号 平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 6号 平成27年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 4 認定第 7 号 平成 2 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 8 号 平成 2 7 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 9 号 平成 2 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 2 号 平成 2 7 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 0 陳情第 1 4 号 沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第 2 1 陳情第 8 号 中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情
- 日程第 2 2 議席番号 1 4 番 佐藤義久議員に対する懲罰の動議

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第75号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第21、陳情第8号 中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情まで】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、議案第75号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第21、陳情第8号、中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成27年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成28年度各会計補正予算（案）及び平成27年度各会計決算認定については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。13番中川光博総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（中川光博） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を致します。

平成28年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成28年9月14日

2. 出席委員 堀井克見、藤原幸雄、戸田俊樹、児玉春雄、伊藤正吉、佐藤義久、
中川光博

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、教育部教育総務課の菅原和広さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第75号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、政令の基準は地域により異なるのか、または全国一律であるのか質問があり、当局からは、一律の基準であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行並びに潟上市地域公共交通活性化協議会の設置に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第14号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情。

本陳情は、沖縄の米軍基地の負担軽減について一定の理解はできることから、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第75号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第14号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 賛成多数というふうになっておりますけれども、この賛成・反対の主な意見というのはどのような意見でしたか。

○議長（伊藤榮悦） 13番。

○総務文教常任委員長（中川光博） 賛成多数ということで採決ですけれども、反対の意見としては、国全体の防衛に主眼を置いた意見がありまして、国の視点、あるいは沖縄の視点を比較考慮した場合、沖縄の視点からだけ見ていいのか。最近の中国及び北朝鮮の動向を見ますと、国全体の国防という観点から、米軍が駐留することでかなり抑止力が高まるのではないかな、こういう意見が中心でした。また賛成の意見としては、ここにも一部書いてありますけれども、沖縄住民が住むところに隣接するその普天間の飛行場の危険性、こういう観点からは、やはり早期実現が必要である。さらには、沖縄に米

軍基地の73.7%が集中するということによる、その負担軽減、こういうことも考慮しなければいけない、こういう賛成意見もございました。採決の結果、賛成多数で採択することに決したものであります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 8番よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番。反対討論ですね。

○8番（藤原典男） はい。

私は、提出されている陳情第14号、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情については、到底受け入れられるべきではない、沖縄県民の民意に背くものだというので、反対の立場から討論致します。

まず沖縄県民の民意ですが、この間、沖縄県では、各種市議会選挙や県議会選挙、知事選挙、直近の国政選挙でも、名護市辺野古への米軍基地建設反対の声は多数となっております。民意に背き、無理矢理押し通すとなれば、地方自治の軽視になります。名護市辺野古への米軍基地建設が、沖縄県民への基地負担軽減につながるのでしょうか。第二次世界大戦では、沖縄が日本で唯一地上戦が行われ、県民の4分の1が犠牲になったと言われております。戦後、沖縄の基地からは、米軍はベトナムやイラン・イラクへ出向け、沖縄県民の平和への願いを踏みにじってきました。130万人の沖縄県民に2万3,000人の軍人の数は、世界でも類をみない異常な都市の状態です。米軍基地がある故に、米兵の犯罪は耐えませんでした。アメリカ軍人による性犯罪の数・率は、世界一の都市となっております。米軍基地による騒音被害、地域振興の疎外要因では、戦前、沖縄では鉄道が走っていましたが、沖縄戦で破壊され、米軍基地をつくるために鉄道用地は接収され、南北を走る鉄道が米軍基地のためにつくれない状況です。実弾演習による環境破壊や、PCBトランクの野積み状態での放置、犯罪を侵した米兵を守る仕組み、米軍に特権が与えられている沖縄の空の管制の権利は、16カ所の米軍専用訓練区域があり、県全体の緑地面積の40倍にも上っております。果たして、米軍は日本を守るための軍隊でしょうか。アジア太平洋に出撃するための拠点として、極めて重要だとアメリカは見ております。海外遠征を主目的としていることは、1982年当時のワインバーガーアメリ

カ国防長官が、沖縄の海兵隊は日本の防衛任務にはあてられてないと発言し、また、近年でもプリアーアメリカ太平洋軍司令官、当時は、西太平洋における不測の事態に対応する上で理想的な場所に設置されている。これは1996年3月の発言です。沖縄海兵隊と出動する第7艦隊ホームページでも、西太平洋全域からインド洋、アフリカ東海岸までの広大な地域が任務範囲であることを、自ら公言しております。米軍基地予定地は、オスプレイも配置・配備できるような最新鋭の基地にしようとしております。新基地の予定は、施設としては40年の運用年数と200年の耐用年数をもつように設計されるとあります。これでは基地の永久使用を考えているということではありませんか。もしこの場所に基地が建設されれば、沖縄県が指定している自然保護区を破壊することになります。珊瑚礁、干潟、藻場など、多様な生態系が維持されておりますが、この海域では国際保護動物としてジュゴンが生息する北限でもあります。その生存も危ぶまれます。また、予定地に近い北部の森林では、ここでしか生息しない66種類1,300を超える多様な生物が確認されておりますが、米軍機がここを通ると絶滅が危惧されます。名護市民は、既に市民投票により、基地建設反対の意思を確認しております。県知事も、名護市辺野古への基地建設には絶対反対の立場で、国にも申し立てております。沖縄県民の平和への願い、米軍基地がある上での諸問題は、新基地建設により解決はできるものではありません。自然も破壊する基地建設に反対する立場から、陳情には反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。9番西村 武社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（西村 武） それでは、社会厚生常任委員会の審査報告をさせていただきます。

平成28年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成28年9月14日

2. 出席委員 佐々木嘉一、千田正英、大谷貞廣、菅原久和、藤原典男、西村 武

3. 書 記 市民福祉部市民課 伊藤香織さんをお願いをしております。

4. 審査の経過と結果について

陳情第8号、中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情。

本陳情は、実態が不明であること、調査手段などもないこと、社会通念上あり得ないことであるため、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、陳情第8号、中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違いにならないでください。

陳情第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立なしです。したがって、陳情第8号は、不採択とすることに決定しました。

次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。3番佐々木嘉一予算決算特別委員長。

【予算決算特別委員長の報告】

○予算決算特別委員長（佐々木嘉一） 私から、平成28年第3回定例会で本特別委員会に

付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成28年9月13日、27日
2. 出席委員 鏡 仁志、堀井克見、小林 悟、澤井昭二郎、藤原幸雄、藤原典男、西村 武、千田正英、戸田俊樹、菅原理恵子、中川光博、佐藤義久、児玉春雄、大谷貞廣、菅原久和、鈴木斌次郎、伊藤榮悦、伊藤正吉、佐々木嘉一
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長
4. 書記 議会事務局 石川保則
5. 審査の経過と結果について

予算決算特別委員会に付託されました、議案第77号、平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてから議案第81号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまで、及び認定第1号、平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、平成27年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月13日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、27日には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

第2点として、自治会館などの集会施設統廃合の進捗状況について。

第3点として、マイタウンバスの運行時間等の見直しについて。

第4点として、地域公共交通活性化協議会委員について。

第5点として、新庁舎のランニングコストについて。

第6点として、新庁舎屋上のソーラーパネル設置について。

第7点として、国保制度改正に対する市としての今後の対応について、などの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会では全ての審査を終了致しましたので、昨日27日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第77号から議案第81号までに

については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、本委員会に付託されました認定第1号から認定第12号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告とします。以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ただいま委員長から報告ありました、議案第77号、平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第12号、平成27年度潟上市水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

以上で、本定例会に…… 8 番。

○8番(藤原典男) 動議を提出致します。議席番号14番佐藤義久議員に対する懲罰の動議を提出致します。宜しく取り計らいをお願い致します。

○議長(伊藤榮悦) 動議が出ておりますので、暫時休憩致します。議運で審査を行いますので、宜しくお願いします。

午前10時36分 休憩

.....

午前10時49分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど懲罰動議が提出されました。この動議を日程に追加して、日程第22として議題とすることについて採決を致します。賛成の方、起立願います。

動議を日程に追加して議題とすることについて、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 賛成多数ですので、動議は成立致しました。日程追加がされます。

【日程第22 議席番号14番 佐藤義久議員に対する懲罰の動議】

○議長（伊藤榮悦） それでは、懲罰動議が提出されましたので、提出されました藤原議員からご説明をお願いします。

○8番（藤原典男） 議席番号14番佐藤義久議員に対する懲罰動議の理由ですけれども、昨日の会議の中で、ここに書いてありますが、地方自治法第132条、議会の会議又は委員会において、議員は、無礼な言葉を使用し、言論してはならない。また、会議規則第102条では、議員の品位を重んじなければならないに対し、佐藤義久議員は、9月27日午前10時開会の予算決算特別委員会議場で、執行当局の議論において、うそつき呼ばわりの暴言を吐いたことは、地方自治法第132条並びに会議規則102条に大きく違反していることは明白です。

二つ目の理由は、9月27日、予算決算特別委員会において、認定第1号、平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論を、付託された事項以外の事柄を取り上げて反対討論を行い、取り下げ動議決定後にも応じなかったこと。

これらの発言や行為は、議会を軽視し、品位を傷つけたことに値するので、懲罰を求めます。これが理由でございます。

以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） 14番佐藤議員の徐斥をお願いします。退席をお願いします。

（14番 佐藤義久議員 退席）

○議長（伊藤榮悦） この懲罰動議に対して、どのように取り扱いをしたらよろしいでしょうか。先ほどもご意見ありましたけれども、いかが。9番。

○9番（西村 武） まず、この懲罰動議が提出されて議決されましたね。ですから、直ちに特別委員会、やはり懲罰にかかわることだから特別委員会で審査するというのが

基本なので、特別委員会を設置しなければいけないので、ひとつその取り計らいをお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 会議規則第153条に基づいて、特別委員会を設置して協議したいと思います。

委員の選任について、いかがしたらよろしいでしょうか。9番。

○9番（西村 武） 私の意見ですけれども、これは交渉会派いるんでしょう。例えばその会派の代表者、そして一人会派からも公平的に2人ぐらい、こういうメンバーではいかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。なければ、ただいま交渉会派っていうか、会派が……ちょっと待ってください。ご意見ですか。11番。

○11番（戸田俊樹） 交渉会派、会派とはなんぞやということになるので、交渉会派以上の会派で特別委員会の設置をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 2人以上の会派から代表者を1人出して、で、特別委員会を設置すると、こういう意見が出ましたけれども。13番。

○13番（中川光博） 確認ですが、今、特別委員会の設置ということをお話しいただきましたけれども、特別委員会には提出者並びに賛同者の皆さんが含まれていいのかどうかという判断を確認したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ただいまご意見がありましたけれども、賛同者、提出者というのがその特別委員会に参加してもいいのかどうかということのご意見でした。9番。

○9番（西村 武） あのね、これは前回も、前にも前例がありまして、例えばそういう、例えば予算の修正案とかいろいろ出したときにもね、弁明してでも特別委員会に入っていました例がありますので、別にそれはだめだという規定はないですから、どうぞそのように考えてください。

○議長（伊藤榮悦） 前例は前例として、この議会でそれぞれ決定していただければと思います。13番。

○13番（中川光博） 議会で確認する前に、この153条に則った提出者及び賛同者の皆さんが、この特別委員会に入っているのかどうかという確認をしていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 先ほど、いわゆる2人か3名と、交渉会派以上の会派から特別委員

を選ぶと。逆にそれは何が根拠なのか。議員というのは、まさしく公平平等でありまして、会派に入るまいが入っておるが、こんなことは私は関係ありません。まさしく議会の議員の身分を決めるということですから、バランスをとってみんなから、そういう全体の、本人以下ね、議長以下からきちっと選ぶ、これが公平平等の議会の私は一番大事な大原則だろうというふうに思います。何をもって2人か3人の会派でなければ、その大事なね、会議に出られないのか。これもあわせて確認してください。その根拠をお示ししていただければ、私は一人会派ですから自分が出る出ない別として、議員が公平な同じ土俵に上がる、それを疎外されるということは私は受け入れるわけにはいきません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。

午前10時58分 休憩

.....

午前11時20分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの特別委員会の構成メンバーですけども、これ、会派代表というふうな話とか、それから提出者、賛同者が入ってもいいかというふうなことで、法制の方に伺いましたら、これは議会の方で決めていただくと、こういうことでした。したがって、先ほど西村議員から話あったように、例えば会派代表者の方々と、それから、言ってみれば一人会派の方の2名とかというふうなことなどでも結構だと思いますし、そういう案でよければそれでやるということですから、いかがなものでしょうか。13番。

○13番（中川光博） ありがとうございます。今、議長の意見の中に会派代表の方というふうにありましたけれども、会派代表にかかわらず、会派から。

○議長（伊藤榮悦） 会派から、はい。

○13番（中川光博） 誰かが出るということがいいのではないかなと。

○議長（伊藤榮悦） 2人以上ね、はい。

○13番（中川光博） こういうふうに思います。

○議長（伊藤榮悦） はい。内容についての意見については、この後お話があると思いますが、もしこの場でお話したいということがあれば受けます。17番。

○17番（伊藤正吉） 今回の懲罰動議、賛成多数で取り上げられましたけども、私ちょっと疑問に思うこと二、三点ありまして、これはやはり我々議員の資質にかかわる

ことなので、ちょっと議会事務局の方に確認したいと思いますが、まず一つ目は……。

○議長（伊藤榮悦） 会派の代表者の方にでもお話していただければ、意見として通ると思いますので。

そうすれば、それぞれの2人以上の会派から1名ずつということと、それから一人会派の方から2名と、こういうふうな構成で特別委員会を設置して、そして特別委員会で審査すると、こういうことでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） そうすれば、それぞれの会派からいわゆる代表者を出して、特別委員会の代表者を出していただければと思いますので、宜しくお願いします。

暫時休憩致します。

午前11時22分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（伊藤榮悦） 会議を再開致します。

先ほど、特別委員会の委員の選考ということで、会派からと、それから一人会派から2名というふうな話になって決定されました。新生クラブは伊藤正吉議員、それから政友平成会は大谷貞廣議員、それから改革クラブが中川光博議員、それから新光会が藤原幸雄議員、それから一人会派の方から菅原理恵子議員、それから生新会の堀井克見議員ということで、6名ということで出されましたけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） そうすれば、暫時休憩致しまして特別委員会を開催してください。

午前11時32分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お昼になりましたので、昼食のため1時半まで暫時休憩致します。午後1時半からまた再開しますので、宜しくお願いします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、特別委員会の再開をお願い致します。

暫時休憩致します。

午後 1時30分 休憩

.....

午後 3時49分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

特別委員会からの報告を求めます。2番堀井委員長。

【懲罰特別委員会の報告】

○懲罰特別委員長（堀井克見） 私から特別委員会の報告を致します。

○議長（伊藤榮悦） すみません、ちょっと待ってください。すみません、もう一言。

ご報告致します。1番の鑑議員は、都合により早退致しております。報告します。

○懲罰特別委員長（堀井克見） 私から特別委員会の委員長報告を致します。

今回、懲罰動議が提出されたことに対し、特別委員会としての審査の内容を報告致します。

佐藤義久議員には、懲罰動議が提出されたことを重く受け止め、今後の議員活動において、品格を重んじ、自らを律して行動されることを、全会一致で望むものであります。

以上、戒告とし、特別委員会の審査報告と致します。

懲罰特別委員会委員長 堀井克見

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから採決します。佐藤義久議員に対する懲罰の動議について、委員長報告は戒告です。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 賛成多数です。したがって、戒告の懲罰を科することは可決されました。

14番佐藤義久議員の入場を求めます。

(1 4 番 佐藤義久議員 入場)

○議長 (伊藤榮悦) ただいまの議決に基づき、懲罰を科します。

これより佐藤義久議員に懲罰の宣告を行います。

佐藤義久議員に戒告の懲罰を科します。

これより戒告文を朗読します。

佐藤義久議員の起立を命じます。

(1 4 番 佐藤義久議員 起立)

○議長 (伊藤榮悦) 戒告文

佐藤義久議員は、9月27日の予算決算特別委員会において、休憩中不穏当な言辞を用い議会の品位を失墜させた。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。

平成28年9月28日

潟上市議会 議長 伊藤榮悦

着席願います。

(1 4 番 佐藤義久議員 着席)

○議長 (伊藤榮悦) 以上で、本定例会に付議されました議案は全て終了しました。

これをもちまして、平成28年第3回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午後 3時54分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 伊 藤 榮 悦

〃 署名議員 菅 原 久 和

〃 署名議員 鈴 木 斌次郎

平成28年第3回潟上市議会定例会会議録【附属資料】

発言の取り消し

○発言の取消し及び取消しに関連するもの

- ・ 47 ページ 13 行目
- ・ 49 ページ 25 行目、27 行目、29 行目
- ・ 50 ページ 15 行目、17 行目
- ・ 51 ページ 7 行目
- ・ 52 ページ 3 行目
- ・ 58 ページ 6 行目、14 行目、15 行目、17 行目、24 行目、30 行目

(発言議員が発言の取消し申し出をして許可された発言)